府　令

○内閣府令第二十七号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）の規定に基づき、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年九月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則（平成二十九年内閣府令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
（人工衛星等の打上げに係る許可の申請等） **第五条**　［同上］ ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第一号に掲げる書類について、この府令において既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。 一　申請者に係る次に掲げる書類 イ　申請者が個人である場合は、次に掲げる書類 (1)　住民票の写し又はこれに代わる書類（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。） (2)　使用人（次条に規定する使用人をいう。以下この条において同じ。）に係る住民票の写し又はこれに代わる書類	（人工衛星等の打上げに係る許可の申請等） **第五条**　［略］ ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 ［号を削る。］

一～三　［略］

［３～５　略］

（心身の故障により人工衛星等の打上げを適正に行うことができない者）

第五条の二　法第五条第三号の内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により人工衛星等の打上げを適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（変更の許可の申請等）

第九条　打上げ実施者は、法第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第三による申請書に、第五条第二項第一号及び第二号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該人工衛星等の打上げに係る同条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出し、その許可を受けなければならない。

［２～４　略］

（損害賠償担保措置の承認の申請等）

第九条の三　［略］

２　［略］

［号を削る。］

一～四　［略］

［項を削る。］

３　［略］

ロ　申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

(1)　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

(2)　法第五条第四号の役員（次項において単に「役員」という。）及び使用人に係る住民票の写し又はこれに代わる書類

二～四　［同上］

［３～５　同上］

［条を加える。］

（変更の許可の申請等）

第九条　打上げ実施者は、法第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第三による申請書に、第五条第二項第二号及び第三号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該人工衛星等の打上げに係る同条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出し、その許可を受けなければならない。

［２～４　同上］

（損害賠償担保措置の承認の申請等）

第九条の三　［同上］

２　［同上］

一　申請者に係る次に掲げる書類

イ　申請者が個人である場合は、その住民票の写し又はこれに代わる書類

ロ　申請者が法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二～五　［同上］

３　前項第一号に掲げる書類については、この府令において既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

４　［同上］